

多賀城市告示第 6 7 号

多賀城市庁舎エントランス棟貸付要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 7 日

多賀城市長 深谷 晃祐

多賀城市庁舎エントランス棟貸付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 3 8 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、市庁舎エントランス棟を貸し付ける場合において、多賀城市公有財産規則（昭和 4 7 年多賀城市規則第 1 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用途又は目的を妨げない限度)

第 2 条 法第 2 3 8 条の 4 第 2 項に規定する「その用途又は目的を妨げない限度」とは、次の各号のいずれにも該当しない場合をいう。

- (1) 市の事務又は事業の遂行に支障が生じるおそれがあること。
- (2) 行政財産を管理する上で支障が生じるおそれがあること。
- (3) 行政財産の公共性又は公益性に反するものであって次の事項に該当するものであること。

ア 公序良俗に反し、又は社会通念上不適當であること。

イ 特定の個人又は企業の活動を支援する等、行政の中立性を阻害するものであること。

ウ ア及びイのほか、貸し付けることにより公共性又は公益性を損なうおそれがあること。

(4) 貸付終了時において、行政目的を達成することができない、又は極めて困難となるおそれがあること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること。

(適正な管理を行う上で管理上適当と認める者)

第3条 法第238条の4第2項第4号に規定する「当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者」とは、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 建物、敷地等を占有すること等により、通路等の通行に障害を招くおそれがある者

(2) 電気、水等を大量に使用し、建物全体への安定供給に支障を来すおそれがある者

(3) 市の行政上の目的、施策等に反する目的のために利用する者

(4) 過去に市有財産の使用許可又は貸付等を受けた後、使用許可を取り消され、又は契約違反を行ったことがある者

(5) 市民、来庁者等に著しい混乱又は危害を及ぼすおそれがある者

(6) 多賀城市庁舎管理規則（平成8年多賀城市規則第17号。以下「庁舎管理規則」という。）第10条各号のいずれかに該当するおそれがある者

(7) 前各号に掲げるもののほか、貸付の相手方として不適当であると認められる相当の理由がある者

(貸付の申請手続き等)

第4条 行政財産の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、規則に定める行政財産貸付申込書に市長が必要と認める書類を添えて申請を行うものとする。

2 申請者は、前項の貸付を受けようとする日の3月前から5日前までに申請を行わなければならない。

3 市長は、第1項の申請に係る貸付が、第2条各号及び前条各号のいずれにも該当せず、かつ、管理上支障がないと認めたときは、その貸付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

4 市長は、管理上必要と認めるときは、前項の貸付の決定に際し条件を付することができる。

(貸付決定の取消し等)

第5条 市長は、前条第3項の規定による貸付の決定を受けた者（以下「借受人」という。）の行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付の決定を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 第2条各号及び第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 貸付の決定の際に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により貸付の決定を受けたとき。

(原状回復の義務)

第6条 借受人は、施設の借受けを終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により貸付の決定を取り消され、又は利用を中止させられたときも同様とする。

（貸付日等）

第 7 条 市庁舎エントランス棟の貸付をすることができる日（以下「貸付日」という。）は、市庁舎エントランス棟の管理運営上支障がある
と庁舎管理者（庁舎管理規則第 3 条第 2 項に規定する庁舎管理者をいう。以下同じ。）が認める日を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、庁舎管理者は、必要があると認めるときは、貸付日を変更することができる。

（貸付時間）

第 8 条 市庁舎エントランス棟の貸付時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、庁舎管理者は、必要があると認めるときは、同項の貸付時間を変更することができる。

（貸付料）

第 9 条 市庁舎エントランス棟の貸付場所及び貸付料は別表のとおりとする。

（貸付に伴う庁舎等管理費）

第 10 条 市庁舎エントランス棟の貸付に伴う電気、ガス、水道等の設備の使用に必要な経費は、借受人において負担するものとし、前条の貸付料に加算して徴収するものとする。

（貸付料の減免）

第 11 条 貸付料の減免は、規則第 21 条の 4 の規定を準用する。

2 貸付料の減免を受けようとする者は、規則に定める行政財産貸付料減免申請書を行政財産貸付申請書に添えて申請しなければならない。

3 その他減免に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

貸付場所	貸付料（1時間当たり）
エントランス棟1階市民ホール	1,300円
エントランス棟2階ラウンジ	600円
エントランス棟1階ピロティ	800円
エントランス棟1階広場	400円
エントランス棟1階市民ホール（販売貸付等5㎡につき）	100円
エントランス棟1階広場（販売貸付等25㎡につき）	100円

1 貸付時間が1時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。

2 多賀城市以外に住所を有する者又は所在する団体等が利用する場合の貸付料は、この表に定める貸付料の額の100分の150に相当する額とする。